

山梨県公報

号外第五十七号

平成二十三年

七月一日

金 曜 日

目 次

山梨県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則……………一

規 則

山梨県規則第二十二号

山梨県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年七月一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則

(山梨県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県立自然公園条例施行規則(昭和三十三年山梨県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第五条から第十二条までを次のように改める。

(公園事業の執行の同意又は認可)

第五条 条例第十条第二項の同意又は同条第三項の認可は、公園施設(ことに同意を得、又は認可を受けるものとする。

(公園事業の執行の同意又は認可の申請)

第六条 条例第十条第四項の執行の同意又は認可の申請は、書面を提出する方法をもつて行うものとする。

2 条例第十条第四項第六号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 公園施設の構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)

二 第四条第一号から第九号までに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日

三 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

3 条例第十条第五項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただ

し、運輸施設に関する公園事業にあつては第七号、第八号及び第十号に掲げる書類を、公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては第一号、第二号、第六号から第八号まで及び第十一号に掲げる書類を除く。

一 個人にあつては、住民票の写し

二 法人にあつては、登記事項証明書

三 公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

四 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

五 公園施設の規模及び構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)を明らかにした縮尺千分の一以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一以上の配置図

六 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約

七 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

八 事業資金を調達することができることを証する書類

九 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面

十 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書

十一 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類

十二 公園事業の執行に關し土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書

4 前項の書類の添付については、第一項の規定の例による。

(変更の同意又は認可を要しない軽微な変更)

第七条 条例第十条第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 条例第十条第四項第一号に掲げる事項

二 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

三 公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間

四 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額

五 前条第二項第二号及び第三号に掲げる事項

(公園事業の内容の変更の同意又は認可の申請)

第八条 条例第十条第七項の規定による変更の同意又は認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更しようとする年月日

四 変更を必要とする理由

五 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

2 条例第十条第八項において準用する同条第五項に規定する規則で定める書類は、第六条第三項第三号及び第四号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる書類とする。

(変更の同意又は認可を要しない軽微な変更の届出)

第九条 条例第十条第九項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更した年月日

四 変更を必要とする理由

(承継の同意又は承認の申請)

第十条 条例第十二条第一項の規定による承継の同意を得ようとする者又は承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

一 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人(以下「合併法人等」という。)の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二 公園事業者である法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

三 公園施設の種類

四 合併又は分割した年月日

五 合併又は分割した理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

二 第六条第三項第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類

三 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

3 条例第十二条第二項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 相続人の氏名及び住所並びに被相続人との続柄

二 被相続人の氏名、住所及び死亡年月日

三 公園施設の種類の

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 第六条第三項第一号、第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類

二 被相続人との続柄を証する書類

三 相続人が二人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

(公園事業の休廃止の届出)

第十一条 条例第十三条の規定による届出は、公園事業を休止又は廃止しようとする日の一月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 公園施設の種類の

三 休止しようとする場合にあつては、休止しようとする公園事業の範囲、休止予定期間及び休止期間中の公園施設の管理方法

四 廃止しようとする場合にあつては、その予定年月日及び廃止後の公園施設の取扱い

2 前項の届出書には、第六条第三項第三号及び第四号に掲げる書類を添付するものとする。

(同意又は認可の失効の届出)

第十二条 条例第十四条第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 公園施設の種類の

三 失効した年月日

四 失効した理由

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 第六条第三項第三号及び第四号に掲げる書類

二 他の法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたこと、その他その効力が失われたことを証する書類

第十三条から第十五条の二までを削る。
第十六条中「第十一条」を「第十八条」に、「もの」を「もの」に改め、同条を第十三条とする。

第十六条の二中「県立公園」を「自然公園」に改め、同条を第十四条とする。
第十七条第一項中「第十三条第四項」を「第二十条第四項」に、「第十号様式の二」を「第十六号様式」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
第十七条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「五万分の一」を「二万五千分の一」に改め、同項第二号中「天然色写真及び縮尺五千分の一以上の概況図」を「縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真」に改め、同条を第十五条とする。

第十七条の二第一項中「第十三条第四項第一号」を「第二十条第四項第一号」に改め、同項第二号中「第九項及び第十五項」を「第九項第一号及び第十七項第一号」に改め、同号口中「第十九項」を「第二十二項第一号」に改め、同条第二項中「第十三条第四項第一号」を「第二十条第四項第一号」に、「県立公園の」を「自然公園の」に、「県立公園事業」を「公園事業」に、「昭和五十年四月一日」を「その他の者であつて、申請に係る場所に居住することが必要と認められるものの住宅及び昭和五十年四月一日」に改め、「その他申請に係る場所に居住することが必要と認められる者」を削り、「同条第四項」を「同項」に改め、同条第三項中「第十二条第四項第一号」を「第二十条第四項第一号」に改め、同条第四項中「第十三条第四項第一号」を「第二十条第四項第一号」に改め、同項第八号中「第九項」を「第九項第一号及び第二十一項第一号」に改め、同項第九号中「県立公園事業」を「公園事業」に、「県立公園の」を「自然公園の」に改め、同条第五項中「第十三条第四項第一号」を「第二十条第四項第一号」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同条第六項から第八項までの規定中「第十三条第四項第一号」を「第二十条第四項第一号」に改め、同条第九項中「第十三条第四項第一号」を「第二十条第四項第一号」に改め、同項第七号口中「第十三条第四項」を「第二十条第四項」に改め、同条第十項から第十二項までの規定中「第十三条第四項第一号」を「第二十条第四項第一号」に改め、同条第十三項中「第十三条第四項第一号」を「第二十条第四項第一号」に、「次のいずれか」を「次のとおり」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。
第十七条の二第十三項第二号中ホをへとし、イから二までを口からホまでとし、同

号にイとして次のように加える。

イ 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から二十メートル以上離れていること。

第十七条の二第十四項中「第十三条第四項第二号」を「第二十条第四項第二号」に改め、同項第二号イ(3)中「県立公園事業」を「公園事業」に、「第十五項」を「第十七項第四号」に改め、同号口(1)中「県立公園利用地点」を「自然公園の利用地点」に改め、同条第二十七項中「第十三条第四項各号」を「第二十条第四項各号」に改め、同項第三号中「第十三条第四項」を「第二十条第四項」に改め、同項第二十項とし、同条第二十六項中「第十三条第四項各号」を「第二十条第四項各号」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十五項中「第十三条第四項第十三号及び第十四号」を「第二十条第四項第十六号及び第十七号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十四項中「第十三条第四項第十二号」を「第二十条第四項第十五号」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十三項中「第十三条第四項第十号及び第十一号」を「第二十条第四項第十一号及び第十三号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の二項を加える。

25 条例第二十条第四項第十二号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

- 一 前項第一号に掲げる基準に適合すること。
- 二 災害復旧のために行われるものであること。

26 条例第二十条第四項第十四号に掲げる行為に係る許可基準は、第二十四項第一号の規定の例によるほか、条例第二十条第四項第十四号の規定により知事が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあつては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこととする。

第十七条の二第二十二項中「第十三条第四項第九号」を「第二十条第四項第十号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第十三条第四項第八号」を「第二十条第四項第九号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第十三条第四項第七号」を「第二十条第四項第八号」に改め、同項第二号中「(昭和四十五年法律第百三十七号)」を削り、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第十三条第四項第六号」を「第二十条第四項第七号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第十三条第四項第五号」を「第二十条第四項第六号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第十三条第四項第四号」を「第二十条第四項第五号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第十三条第四項第三号」を「第二十条第四項第四号」に改め、同項第一号中「第十三条第四項」を「第二十条第四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十三条第四項

第三号」を「第二十条第四項第四号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項の次に次の一項を加え、同条を第十六条とする。

15 条例第二十條第四項第三号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

二 当該損傷の対象となる木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第十七条の三中「第十三条第四項第十三号」を「第二十條第四項第十六号」に改め、同条を第十七条とする。

第十八条中「第十三条第九項第三号」を「第二十條第九項第三号」に改め、同条第六号中「第十三条第四項」を「第二十條第四項」に改め、同条中第二十八号から第三十三号までを削り、第三十五号を第百十二号とし、第三十四号を第百十一号とし、第二十七号の二十六を第百十号とし、第二十七号の二十五を第百九号とし、第二十七号の二十四を第百八号とし、第二十七号の二十三を第百七号とし、第二十七号の二十二を第百六号とし、第二十七号の二十一を第百五号とし、第二十七号の二十を第百四号とし、第二十七号の十九を第百三号とし、第二十七号の十八を第百二号とし、第二十七号の十七を第百一号とし、第二十七号の十六を第百号とし、同条第二十七号の十五中「第十三条第四項第十三号」を「第二十條第四項第十六号」に、「条例第十三条第四項」を「同項」に改め、同号を同条第九十九号とし、同条第二十七号の十四中「第十三条第四項第十三号」を「第二十條第四項第十六号」に改め、同号を同条第九十八号とし、同条第二十七号の十三中「若しくは」を「又は」に改め、「立ち入ること」の下に「(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)」を加え、同号を同条第九十七号とし、同条第二十七号の十二を第九十六号とし、第二十七号の十一を第九十五号とし、第二十七号の十を第九十四号とし、第二十七号の九を第九十三号とし、第二十七号の八を第九十二号とし、第二十七号の七を第九十一号とし、第二十七号の六を第九十号とし、第二十七号の五を第八十九号とし、第二十七号の四を第八十八号とし、第二十七号の三を第八十七号とし、同条第二十七号の二中「通常行われる行為のために」を削り、同号を同条第八十六号とし、同条中第二十七号を第八十五号とし、第二十六号を第八十四号とし、第二十五号の十三を第七十九号とし、同号の次に次の四号を加える。

八十 遭難者の救助に係る業務を行うために犬(条例第二十條第四項第十四号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。)(を放つこと)(同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。)(。)

八十一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

八十二 人の生命、身体及び財産に危害を加えるおそれ並びに自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を次のいずれかに掲げる目的のために放つこと。

イ 警察活動、狩猟その他これらと同等と認められる活動のため

ロ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐため

八十三 家畜の係留放牧(条例第二十條第四項第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。)(をすること)。

第十八条第二十五号の十二を同条第七十八号とし、同条第二十五号の十一中「(平成十四年法律第八十八号)」を削り、同号を同条第七十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

七十六 県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

七十七 山梨県希少野生動物種の保護に関する条例第十三条第一項の規定による知事の許可に係る動物(同条例第四十条第二項の規定による協議に係るものを含む。)(を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること)。

第十八条第二十五号の十を第七十四号とし、第二十五号の九を第六十五号とし、同号の次に次の八号を加える。

六十六 宅地内にある植物で、条例第二十條第四項第十一号の規定により知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。

六十七 山梨県希少野生動物種の保護に関する条例第十三条第一項の規定による知事の許可に係る植物(同条例第四十条第二項の規定による協議に係るものを含む。)(を採取し、又は損傷すること)。

六十八 農業を営むために条例第二十條第四項第十二号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと(同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ。)(。)

六十九 森林の整備及び保全を図るために条例第二十條第四項第十二号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

七十 森林法第五条第一項の地域森林計画又は同法第七条の二第一項の森林計画に基づいて木竹を植栽すること(条例第二十條第四項第十二号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。)(。)

七十一 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること(条例第二十條第四項第十二号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同